



| | |
|---------------------|---|
| Title | 中国法はなぜ懲罰的損害賠償制度を取り入れるのか [論文内容及び審査の要旨] |
| Author(s) | 郎, 晴 |
| Degree Grantor | 北海道大学 |
| Degree Name | 博士(法学) |
| Dissertation Number | 乙第7146号 |
| Issue Date | 2021-12-24 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/83865 |
| Rights(URL) | https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/ |
| Type | doctoral thesis |
| File Information | LANG Qing_abstract.pdf, 論文内容の要旨 |



学位論文題名

中国法はなぜ懲罰的損害賠償制度を取り入れるのか

学位論文内容の要旨

本稿は、中国法はなぜ懲罰的損害賠償制度を取り入れるのか、取り入れた後にどのように働いているのかを解きほぐすことを最大の目的とする。具体的には、制度のメカニズム（制度形成過程の要素、法規定、学説）と裁判運用の実態の検討を通じて、①立法史という角度から当該制度が如何にして形成されてきたのか、それはいかなる機能・目的を志向するのか、②懲罰的損害賠償制度を紛争解決の基準としてみた場合、裁判運用上では、どのような独自の性格があり、それは何によって支えられているのか、③現在の懲罰的損害賠償が中国の伝統を色濃く残しているとするれば、それはいかなる要因が作用しているからなのかを解明すること、を目指すものである。こうした課題を設定したのは、第1にアメリカ法の影響を受けている懲罰的損害賠償制度が中国においてどのように変容し、あるいは変容していないのかを示すことは、現代中国法における比較法の影響の多元化を示す絶好の素材であること、第2に制度を支える政治・経済・社会的事実、具体的制度の適用のあり様と裁判の運用実態を分析の対象としてこなかった従来の中国法研究の不足を補う意味があること、第3に実務界、特に中国進出する日本企業にとって参考となりうると思ったからである。

第1章では、立法史という角度から、懲罰的損害賠償制度の形成に関わるさまざまな法規定に着目した。そこでは、立法化に至るまでの内容を1993年～2021年までの時系列に沿って概観し、制度機能を意識しつつ、その立法過程ないし立法後において如何なる議論がなされたのか、これらの議論が現行法法制にどのような影響を与えたのかを検討した。消費者法にはじまる各法領域への実定法化の形成過程には、経済発展による実際の社会で発生したさまざまな深刻な被害事件への対処姿勢を示すために、その都度応急措置として党・立法者によって懲罰的損害賠償制度が導入されていった。これによって、中国固有慣習を土台に、アメリカ法における学説の影響を強く受けながら、中国独自の性格を備えるようになった。それは、一方ではアメリカ法の影響ながらもやはりそれと異なる独自の性格に変容していったことを明らかにした。

第2章は、さまざまな法領域に散在する懲罰的損害賠償制度を被侵害保護利益の類型ごとに分類し、それに即して、制度の適用要件と効果およびそれについての学説の議論を具体的に検討した。はじめに制度設計上では、適用要件は相互に類似する部分もあれば、異なる部分もあり、賠償額の算定方法およびその上限もさまざまであり、不明瞭かつ統一性が欠けていることを明らかにした。つぎに適用要件に関しては、財産権侵害型において、学説の多数説は制度の活用が期待

されるという観点から、原告による訴訟提起の負担を軽減するために、主観的故意要件と実損害の発生は不要と主張する。生命・身体の侵害型において、多数説の立場は、訴訟濫用を防止するために、主観的要件と客観的要件が満たされた場合に限って、当該制度の適用を認めるという主張である。知的財産権侵害型においては、統一的な見解は未だ形成されていない。賠償額の算定方法とその範囲に関しては、いずれの類型においても、賠償額の範囲の拡大を学説は積極的に主張していない。

第3章では、財産権侵害型における懲罰的損害賠償制度に関する裁判の運用実態を取り上げて考察した。その結果、制度の適用には、主観的故意と客観的損害が不可欠な要件とされ、賠償額の算定方法とその範囲に関しては条文のとおり運用されていることが明らかになった。これら多数説が裁判実務において根付いていないことが明らかである。被害者にとって当該制度の利用を困難なものとし、制度機能の実現にブレーキをかけることになっていたことなどが明らかとなった。

第4章では、生命・身体の侵害型における懲罰的損害賠償制度の運用実態を考察した。製造物責任と製造物販売責任についていえば、当該制度が活かされていないことが明らかになった。これは多数説と一致している。食品安全責任についていえば、一方、民事訴訟では、法規違反を顧みず、制度の請求権者の範囲は狭く限定される傾向があった。これは、私人間の民事訴訟提起という本来の制度趣旨に反するだけでなく、明らかに法規違反となってきたことが明らかとなった。他方で、人民検察院が刑事附帯民事訴訟に加えていわゆる「公益訴訟」によって原告として訴訟提起した裁判では、人民法院は明確に「懲罰的損害賠償」を被告に命じた裁判例を考察した。このような訴訟類型では、損害を被った被害者がおらず損害発生も存在しないため、本来は懲罰的損害賠償以前に、損害賠償さえ問題とならない。また民事訴訟を越え、公的訴訟手続によって、公権力を持つ人民検察院が積極的に罰金を増すために懲罰的損害賠償を転用する傾向があった。

以上の検討から、制度と運用は以下の要因に支えられていることが結論として得られた(終章)。

中国法が懲罰的損害賠償を取入れたのは、経済発展のためには政治的安定が必要であり、それは一党支配の維持には、持続的かつ安定的な経済発展が必要であることによる。すなわち、現実社会の中で頻繁に発生するさまざまな種類の社会問題に対する人々の不満を緩和し、一党支配の正統性の危機を救う応急的解決手段として制定された実用性優先の制度である。そのために、制度はさまざまな法領域に散在し、それらは適用要件・効果さえもがそれぞれの政策目的によって異なり、整合性や統一性に問題が生じているのである。学説と裁判運用の実態について、民事訴訟領域では、立法者と学説は、当該制度の積極的な運用を望んでいると主張してきたが、それと異なる裁判運用がなされている、ということである。他方では、民事事件、行政事件と刑事事件を一つの法廷で審理を行ういわゆる「公益訴訟」では、制度が積極的に転用されているのである。こうして当初の制度趣旨である、私人間における民事訴訟を通じて悪質な加害者に対する懲罰とすることから、最近になって国家による私人の懲罰へ回帰されるようになったのである。

こうして現代中国法の懲罰的損害賠償制度では、中国固有の制度に、必要に応じてアメリカ法の制度と理論を選択的・技術的に採り入れ、特質かつ複雑な混合体に変わったことがわかった。

裁判運用の段階で、依然として「公法・私法融合型立法」をとっている。これが司法は政治・経済と一体化し、権力の道具とされている「連続の理論」の発想に依拠しているからと考える。